

喜多方市敬老祝贈呈事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表するため、敬老祝品（以下「祝品」という。）を贈呈し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（祝品の種類）

第2条 祝品の種類は、米寿祝品及び百寿祝品とする。

（祝品の贈呈）

第3条 米寿祝品については、4月1日（以下「基準日」という。）現在において市の区域内に住所を有する者で、翌年の基準日前日までの間に88歳に達したものに贈呈する。

2 百寿祝品については、基準日現在において市の区域内に住所を有する者で、翌年の基準日前日までの間に100歳に達したものに贈呈する。

（祝品の額等）

第4条 米寿祝品及び百寿祝品は、予算の範囲内の品物とする。

（祝品の贈呈時期）

第5条 米寿祝品については、88歳の誕生日以降に贈呈する。

2 百寿祝品については、100歳の誕生日以降に贈呈する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。